

ざいじゅうがいこくじん
在住外国人のための
むろらんせいかつ
室蘭生活ガイドブック
2023



Muroran

もくじ

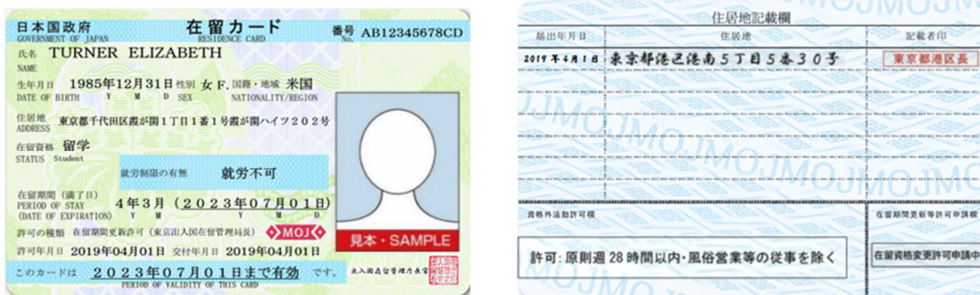
1. 在留カード	1
2. 行政手続き	2
3. 医療保険・年金	5
4. 税金	7
5. 水道・ガス・電気	9
6. 町会・自治会	10
7. ごみ・資源物の出し方	11
8. 日本語学習	13
9. 子育て	17
10. 保育所・認定こども園・幼稚園	18
11. 学校	20
12. 車の運転	24
13. 公共交通機関	25
14. 健康	27
15. 各種相談窓口等	29

1. 在留カード

○在留カード

3ヶ月以上滞在する方は、入国時の空港等で在留カードが交付されます。
 カードを交付されなかった方はパスポートを持って、市役所で手続きをしてください。
 後日カードが郵送されます。
 住居地を決めて、市役所戸籍住民課で14日以内に手続きをしてください。

在留カード（見本）



○氏名・在留期間の更新・在留カードの交付や再交付 など

氏名や在留期間の更新、在留カードの交付、再入国許可などは、出入国在留管理で
 手続きを行います。

○在留カードの返納

出国する場合は、空港で在留カードを返却する必要があります。（旧外国人登録証明
 書を含む。）ただし、再入国許可を受けて出国する場合は除きます。

死亡した場合は、死亡した日から14日以内に出入国在留管理局に返却してください。

- ・ 札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所苫小牧分室
 TEL:0144-32-9012
<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/sapporo/index.html>
- ・ 外国人在留総合インフォメーションセンター
 TEL:0570-013904（IP 電話または海外からは 03-5796-7112）
<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

2. 行政手続き(転入・転出、住民票、出生・死亡届、 印鑑登録、マイナンバー)

○転入・転居の手続き

◇国外から転入／市外から転入／市内で転居

転入・転居先	届出期間	必要な書類
国外から引っ越しをしてきた方(転入)	室蘭市に来てから14日以内	①在留カードまたは特別永住証明書(旧外国人登録証明書を含む) ②パスポート
日本国内の市区町村から引っ越ししてきた方(転入)		①在留カードまたは特別永住証明書(旧外国人と登録証明書を含む) ②パスポート ③転出証明書(前住所地の市区町村発行) ※(もしあれば)マイナンバーカード
室蘭市内で引っ越しした方(転居)	引っ越しした日から14日以内	①在留カードまたは特別永住証明書(旧外国人登録証明書を含む) ※(もしあれば)マイナンバーカード

○転出の手続き

◇国外へ転出／市外へ転出

転出先	届出期間	必要な書類
日本国外へ引っ越しする方(転出)	室蘭市に来てから14日以内	①在留カードまたは特別永住証明書(旧外国人登録証明書を含む) ※(もしあれば)マイナンバーカード
日本国内の市区町村へ引っ越しする方(転出)		

日本国内の市区町村へ引っ越しする方には「**転出証明書**」が発行されますので、引っ越しをしてから14日以内に、引っ越し先の市区町村へ届出をしてください

○住民票

住民票は住んでいる事を証明する書類です。住民票の写しを請求する時は、申請書類と本人確認書類(在留カード、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)のうちいずれか1つを提示してください。なお、住民票には様々な種類がありますので、必要な内容を提出先に事前に確認してから申請をしてください。

※1通につき250円の手数料がかかります。

○出生届

子どもが生まれた時は、生まれた日から14日以内に市役所に出生届を提出してください。

届出に必要なもの

- ・出生届
- ・母子健康手帳
- ・届出する方の印鑑

また、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、子どもが生まれてから30日以内に出入国在留管理局へ在留資格取得の申請が必要です。詳細は、札幌出入国在留管理局苫小牧分室にお問い合わせください。

必要な書類

- ・出生届受理証明書
- ・住民票の写し（世帯全員分）
- ・住民税の課税証明書及び納税証明書
- ・在職証明書（勤務先発行）
- ・パスポートまたはパスポートを提示することができない理由書

○死亡届

死亡した時は、親族や同居している方が死亡を知った日から7日以内に市役所に死亡届を提出してください。

届出に必要なもの

- ・死亡届
- ・届出する方の印鑑

自国の大使館または領事館にも出生・死亡の報告は必要です。

○印鑑登録

日本では、自動車の購入や不動産を売買する際、「印鑑登録」が必要になる場合があります。印鑑登録をすると「印鑑登録証（印鑑登録カード）」が発行されます。市役所戸籍住民課で登録できますので、詳しくは市役所戸籍住民課にお問い合わせください。

- ・市役所戸籍住民課
 - ・市役所蘭東支所（えきがるセンター）
- TEL:0143-25-2416 TEL:0143-46-1111
- 住民票 <https://www.city.muroran.lg.jp/main/kurashi/jyumin.html>
- 出生届 <https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3600/syusse.html>
- 死亡届 <https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3600/fukou.html>
- 印鑑登録 https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3600/inkan_syouseisyo2.html

○マイナンバー（個人番号）とマイナンバーカード

日本に初めて来られた方に、12桁のマイナンバー（個人番号）が発行されます。初めて住民票が作られた後、「**個人番号通知書**」が届きます。

また、交付を希望する方に「**マイナンバーカード（個人番号カード）**」が発行されます。マイナンバーカードは、裏面にマイナンバーが書いてある顔写真付のICカードで、身分証明書としても使用できます。

マイナンバーカード（見本）

(表)



(裏)



- ・ マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/> (英語)

- ・ マイナンバーカードを紛失した場合 (24 時間対応)

TEL:0120-95-0178

0120-01-7827 (対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found5/

3. 医療保険・年金

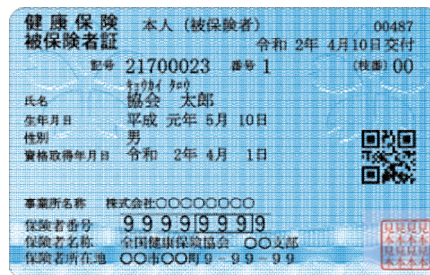
○医療保険・制度

日本の医療保険は、①社会保険、②国民健康保険、③後期高齢者医療制度の3種類があり、民間の保険に入っていない方もいずれかに加入しなければなりません。

詳しくは、社会保険については勤務先に、また国民健康保険・後期高齢者医療制度については市役所保険年金課にお問い合わせください。

保険・制度の種類	加入資格	窓口	保険料金額、支払方法
社会保険	会社・団体等に勤務する方	勤務先	収入により納付金額が決定し、給与から天引
国民健康保険	社会保険に入っていない方、75歳未満の方	市役所 保険年金課給付係	世帯主の前年の所得と家族構成により金額が決定し、市役所に支払い
後期高齢者医療制度	75歳以上の方	加入手続き不要	
	一定の障がいのある65歳～74歳までの方	市役所 保険年金課給付係	

国民健康保険証（見本）



- ・市役所保険年金課給付係（国民健康保険）

TEL:0143-25-2702

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3500/kokuho.html>

- ・市役所保険年金課（後期高齢者医療制度）

TEL:0143-25-2433、0143-25-3026

https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3530/kouki_main.html

○年金

日本国内に住んでいる20歳から60歳未満の方は、日本人・外国人を問わず国民年金に加入することとなっています。

年金の種類	加入資格	窓口	支払方法
国民年金	20歳～60歳未満の日本国内居住者	市役所 保険年金課	本人が市役所に支払い
厚生年金	厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務または公務員など	加入手続き不要 (勤務先が手続き)	収入により支払金額が決定し、給与から天引

20歳になったときや引っ越ししたとき、帰国するときなどは、国民年金は市役所保険年金課、厚生年金は年金事務所で手続きを行ってください。

また、国民年金保険料の支払いが困難な場合は減免制度などがありますので、詳しくは市役所保険年金課に相談してください。

- ・市役所保険年金課総務係（国民年金）
TEL:0143-25-3025
<https://www.city.murooran.lg.jp/main/org3570/nenkin.html>
- ・日本年金機構室蘭年金事務所（厚生年金等）
TEL:0143-22-1289
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hokkaido/murooran.html>
- ・日本年金機構ホームページ（年金の詳しい情報、英語）
<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/index.html>

4. 税金

○所得税

所得税は、1月から12月の間に得た所得に対して課せられる税金です。詳しくは、勤務先または室蘭税務署にお問い合わせください。

○消費税

消費税は、一部を除き買い物やサービスなどあらゆるものに消費税がかかります。標準の税率は10%ですが、お酒・外食を除いた食料品などは8%のものがあります。詳しくは、室蘭税務署にお問い合わせください。

・ 国税庁札幌国税局室蘭税務署

TEL:0143-22-4151

<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/location/muroran/data.htm>

○住民税（都道府県税・市区町村税）

住民税は、前の年の所得に対して課せられる税金です。会社で働いている方は原則毎月給料から天引きされますが、それ以外の方は個人で支払います。

また、在留資格の更新の手続きの際に「納税証明書」「所得証明書」が必要となりますので、詳しくは市役所市税課にお問い合わせください。

・ 市役所市税課

TEL:0143-25-2294

市民税 <https://www.city.muroran.lg.jp/main/org2500/siminzei.html>

課税・所得証明 <https://www.city.muroran.lg.jp/main/org2500/zeisyoumei.html>

○自動車税・軽自動車税

普通乗用車、軽自動車、バイクを所有・使用している方に課せられる税金です。自動車の種類により「①自動車税」と「②軽自動車税」に分かれます。

①自動車税

- ・札幌道税事務所自動車税部（課税に関すること）

TEL:011-746-1190

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/jidosya.html>

- ・胆振総合振興局納税課（税に関すること及び住所変更に関すること）

TEL:0143-24-9854

https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/tax_menu/tax_car/

②軽自動車税

- ・市役所市税課（軽自動車やバイクに関すること）

TEL:0143-25-2293

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org2500/keijikazei.html>

5. 水道・ガス・電気

○水道・下水道

日本の水道水はそのまま飲用・料理に使用することができます。
水道の使用開始・中止する場合は、市役所水道部料金課まで問い合わせてください。
インターネットでの手続きもできます。

- ・市役所水道部料金課料金係

TEL:0143-44-6118

使用開始 https://www.city.muroran.lg.jp/main/org8320/suidou_riyoukaisi.html

使用中止 https://www.city.muroran.lg.jp/main/org8320/suidou_tyuusi.html

インターネット手続き <https://www.city.muroran.lg.jp/main/common/suidoueigyoo.html>

冬期間、気温が氷点下になると水道管が凍結し水が出なくなったり、場合によっては破裂する場合があります。給湯器・トイレ・浴室なども凍結する可能性があるため、気温が低くなった時は水抜きをしてください。凍結し水が出なくなった場合は、以下の事業者にお問い合わせください。

また、宅地側の下水道が詰まった場合は、以下の指定工事店にお問い合わせください。

- ・指定給水装置工事事業者・排水設備指定工事店一覧

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org8320/gyousya.html>

○ガス

ガスの供給ルートは、ガス管から供給される「都市ガス」と、ボンベで供給される「LPガス（プロパンガス）」の2つがあります。住んでいる地域により供給されるガスが決まっていますので、ガスの使用を開始する場合、入居している大家または不動産業者に事前に確認してください。

- ・都市ガスの連絡先（室蘭ガス）

TEL:0143-44-3156

<https://www.murogas.co.jp/hikkoshi/>

○電気

電気を使用する場合、事前に電力会社へ連絡する必要があります。

- ・北海道電力室蘭支店

TEL:0120-126-565（契約や料金） 0120-060-813（電気がつかないなど）

<https://www.hepco.co.jp/>

6. 町内会・自治会

○町内会・自治会の加入

日本には「町内会」や「自治会」と呼ばれるコミュニティがあり、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに協力しあい、安全・安心なまちづくりのために様々な活動をしています。例えば、市や地域からの情報について各家庭を回覧する「回覧板」でお知らせしたり、街路灯の管理や防犯パトロールを行っているほか、お祭りなどのイベント開催、地域の清掃などにも取り組んでいます。これらの活動は町内会の会員が「町内会費」を出し合い支えています。町内会に加入すると活動を通して地域の人たちとのつながりができます。また、災害などいざという時にもお互いに助け合うことができます。

- ・ 市役所地域生活課

TEL:0143-25-2223

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/kurashi/cyounaikai.html>

- ・ 室蘭市町内会連合会

TEL : 0143-83-6277

7. ごみ・資源物の出し方

○ごみの出し方の基本ルール

ごみ・資源物は、決まったごみ捨て場（北海道では「ごみステーション」と言います。）に収集日の朝8時までに、指定のごみ袋またはごみ処理券を貼って出してください。また、指定のごみ袋とごみ処理券はスーパー、コンビニなどで購入できます。

◇ごみの分類方法

ごみの種類	主な品目	収集回数	備考
燃やせるごみ	紙類、布類、ゴム・ビニール袋、衣服、プラスチック製品、CD・DVD、1辺が50cm以内の発泡スチロール など	週2回	
燃やせないごみ	金属製品、家具、ポリタンク、自転車、ガラス製品、電球、刃物、寝具、じゅうたん、 <u>長い辺が50cmを超える燃やせるごみ</u> など	月1回	指定ごみ袋に入りきらない場合はごみ処理券を貼りつけ
資源物	空きビン、空き缶、空きペットボトル、紙パック、雑誌類、新聞紙、ダンボール など	2週に1回	資源ステーションへ ※指定ごみ袋、ごみ処理券は不要
危険ごみ	スプレー缶類、ライター類、リチウムイオン充電機、乾電池類	月1回	資源ステーションにある赤いカゴへ
ごみステーションに出せないもの	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、タイヤ、車のバッテリー、ピアノ、コンクリート など		品目により処分方法が異なるため、「家庭用ごみ・資源物の分け方、出し方」の資料を参照

さらに詳しい情報は、以下のリンクを参照してください。

<https://www.city.murooran.lg.jp/main/org3300/documents/01-08.pdf>

（「家庭用ごみ・資源物の分け方、出し方」PDF4.8MB）

指定ごみ袋・処理券の種類

容量	金額
10リットル	1枚 30円、10枚入 300円
20リットル	1枚 60円、10枚入 600円
30リットル	1枚 90円、10枚入 900円
40リットル	1枚 120円、10枚入 1,200円
ごみ処理券	1枚240円



ごみ処理券



指定ごみ袋（見本）

・市役所環境課

TEL:0143-22-1481

<http://www.city.murooran.lg.jp/main/kurashi/gomi.html>

8. 日本語学習

○いぶり外国人フレンドシップ日本語教室

- ・対象：初めて日本語を勉強するレベルから日本語能力検定取得を目指す外国人まで
- ・日時：毎週土曜日 14時～16時
- ・受講料：無料
- ・問合せ先：いぶり外国人フレンドシップ（旧留学生フレンドシップ）
TEL:0143-22-2575
<https://friend-ship.wixsite.com/international>

○専攻科日本語教育課程

- ・対象：大学や専修学校に入学・編入または「特定技能」の在留資格取得を目指す外国人
- ・日時：6ヶ月クラス、1年間クラス（詳細は以下に問い合わせ）
- ・受講料：有料
- ・問合せ先：学校法人北斗文化学園 北海道福祉教育専門学校
TEL:0143-22-7711
<https://hokuto-bunka.ac.jp/sweh/features/#nihongo>

○日本語オンラインコース

- ・対象：日本語を勉強したくても日本語教室に通うことができない方
- ・受講料：無料
- ・URL：①JF にほんご e ラーニングみなと
<https://minato-jf.jp/>
②つながるひろがるにほんごでのくらし
<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>
- ・問合せ先：①独立行政法人国際交流基金関西国際センター
<https://minato-jf.jp/Contact/Inquiry/Index>
②株式会社キャリアバンク（文化庁から委託）
<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/contact-us>

9. 子育て



○妊娠したら

①母子健康手帳の申請

妊娠の経過や出産状況、子どもの健康診査や予防接種など、成長の記録として長く使う大切な手帳です。以下の書類を持って保健センターで手続きをしてください。

必要な書類

- ・妊娠届出書（病院からもらえます）
- ・在留カード
- ・マイナンバーがわかる書類

②健康診査

母子健康手帳が交付された時、妊娠週数に応じて、「妊婦一般健康診査受診票」「超音波検査受診票」「新生児聴覚検査受診票」が交付されます。無料で受診できますのでぜひ健康診査を受けましょう。

③入院助産制度

経済的理由により、出産のための入院費用に困っている方が、指定された病院での出産に要する費用を助成する制度です。所得制限や申込期限などがありますので、詳しくは以下のリンクを参照してください。

入院助産制度：<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4500/nyuuinn-jyusann.html>

○赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれた時、出生届の提出（P3）、国民健康保険の加入が必要です。また、様々な各種助成制度があります。

①児童手当

中学校3年生までの子どもがいる家庭に5,000円から最大1万5,000円が支給されます。

必要な書類

- ・申請する方の健康保険証
- ・申請する方の預金通帳
- ・申請する方及び配偶者のマイナンバー

※この他、追加の書類が必要な場合がありますので、詳しくは以下のページを参照してください。

児童手当：<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4500/kodomo-teate.html>

② 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した場合、出産一時金として世帯主に50万円が支給されます。（産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合は48.8万円）支給は、手続きをしてから14日前後で金融機関に振り込まれます。

※国民健康保険以外の健康保険から一時金が支給される場合は、国民健康保険からの支給はありませんので、各健康保険事務所や出産した病院に相談してください。

手続きに必要なもの

■ 直接支払制度を利用（50万円を超える場合は手続き不要）

- ・ 印鑑 ・ 健康保険証 ・ 母子健康手帳 ・ 出産費用の領収明細書
- ・ 国民健康保険世帯主の銀行口座番号がわかるもの
- ・ マイナンバーカードまたは個人番号通知書
- ・ 直接支払制度利用の同意文書（署名あり）

□ 直接支払制度を使用しない場合

- ・ 印鑑 ・ 健康保険証 ・ 母子健康手帳 ・ 出産費用の領収明細書
- ・ 国民健康保険世帯主の銀行口座番号がわかるもの
- ・ マイナンバーカードまたは個人番号通知書
- ・ 直接支払制度を**利用しない**旨の記載文書（署名あり）

③ 子ども医療費助成※所得制限あり

中学校3年生までの子どもが保険診療を受けた時に支払う自己負担額の一部を助成します。

手続きに必要なもの

- ・ マイナンバーカードまたは個人番号通知書
（住民票で同世帯の18歳以上の方全員。扶養している父母は同居しなくても必要）
- ・ 本人確認書類 ・ 健康保険証（子どもの名前が載ったもの）
- ・ 国民健康保険に加入中の方は印鑑

対象	入院	通院
0歳～就学前	○	○
小学生（課税世帯）	○	×
小学生（非課税世帯）	○	○
中学生（課税世帯）	×	×
小学生（非課税世帯）	○	○

④ひとり親家庭等医療助成費※所得制限あり

ひとり親家庭の方が保険診療を受けた時に支払う自己負担額の一部を負担します。

手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは個人番号通知書(住民票で同世帯の18歳以上の方全員) ・本人確認書類 ・健康保険証(親・子両方必要) ・戸籍謄本
- ・就学などにより母または父に扶養されている18歳から20歳までの子は在学証明書
- ・国民健康保険に加入中の方は印鑑

対象		入院	通院
18歳以下の子どもを扶養・監護している方とその子ども	母または父	○	×
	子ども	○	○
18歳以上20歳以下の子どもを扶養している方とその子ども	母または父	○	×
	子ども	○	○

- ・市役所保険年金課給付係
出産育児一時金

TEL:0143-25-2702

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3500/syussan.html>

- 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

TEL:0143-25-3026

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3550/nyuu.html>

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3550/hitori.html>

⑤未熟児養育医療費給付※所得に応じて自己負担がある場合あり

体重が2,000g以下など未熟なままで生まれた赤ちゃんの入院治療にかかる医療費について給付します。

- ・病院のソーシャルワーカーまたは市役所保険年金課給付係

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3550/mizyukuzi.html>

○子どもの計測・相談

子どもの身長・体重の計測、保健師・保育士等による育児相談のほか、お母さん同士の交流や情報交換の場です。

- ・市役所子育て世代包括支援センター「こころん」

TEL:0143-45-2022

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4520/kosodatesedaihoukatsusicienscenteropen.html>

○予防接種

◇定期予防接種実施医療機関一覧（小学校入学までに受ける予防接種）

医療機関名	住所	電話	小児用肺炎球菌	ヒブ	B型肝炎	ロタウイルス	4種混合	BCG	麻しん・風しん (混合)	水痘	日本脳炎
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いな川子どもクリニック	寿町 1-5-14	43-2640	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かみしま医院	中島町 3-20-12	46-3200							●		○
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はざま小児科クリニック	宮の森町 4-12-18	41-0088	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下地内科クリニック	港北町 1-11-4	55-7187							●		■
本輪西ファミリークリニック	本輪西町 3-36-9	55-1212	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白鳥台医院	白鳥台 5-3-14	59-2551	○	○			○		○	○	○

※●印は2期のみ、■印は小学生以上

ロタウイルスワクチンの種類（1価・5価）は、各医療機関にお問合せください。

◇定期接種のスケジュール

予防接種	種類	接種時期	接種回数と間隔	異なる種類のワクチンを接種する場合の 間隔
小児用肺炎球菌	不活化ワクチン	生後2カ月～ 5歳未満	初回：27日以降の間隔をおいて3回 追加：初回接種後、60日以上おいた後であって、生後12カ月以降(標準的には生後12～15カ月未満)に1回	間隔に制限なし
ヒブ(Hib)			初回：27日以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回 追加：初回接種後、7カ月以上、標準的には7カ月から13カ月までの間隔をおいて1回	
B型肝炎		1歳未満	3回(標準：生後2～9カ月未満)27日以上の間隔をおいて2回接種、3回目は1回目から139日以上の間隔をおいて(20週目以降)接種	
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		生後3カ月～ 7歳6カ月未満	初回：20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回 追加：初回接種後、6カ月以上、標準的には12カ月から18カ月までの間隔をおいて1回	
ロタウイルス	生ワクチン	出生6週0日後～1価は24週0日後、5価は32週0日後	ロタリックス：27日以上の間隔をおいて2回 ロタテック：27日以上の間隔をおいて3回 (1回目の標準：生後2カ月～14週6日後、1回目が生後15週0日後の場合は医師に相談)	

予防接種	種類	接種時期	接種回数と間隔	異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔
BCG	生ワクチン	生後 1 歳未満	1 回(標準：生後 5 カ月～8 カ月未満)	前회가 BCG,MR,水痘ワクチンなら 27 日以上あける
麻しん・風しん混合(MR)※単抗原ワクチンも有		1 期：1 歳～2 歳未満 2 期：就学前の 1 年間	1 期：1 回 2 期：2 回	
水痘（水ぼうそう）		1 歳～3 歳未満	初回：1 回(標準：生後 2～15 カ月未満) 初回接種後、3 カ月以上あけて 1 回(標準：初回接種後 6 カ月までの間隔をにおいて)	
日本脳炎	不活化ワクチン	1 期：生後 6 カ月～7 歳 6 カ月未満	初回：6 日以上、標準的には 28 日までの間隔をにおいて 2 回(標準的には 3 歳以上 4 歳未満) 追加：初回接種後、6 カ月以上あけて 1 回(標準的には 初回終了後おおむね 1 回)	間隔に制限なし

※小児用肺炎球菌とヒブワクチンは接種開始時年齢により、接種回数が異なります。

・市役所健康推進課

TEL:0143-45-6610

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4600/yobousessyu.html>

(こどもに必要な予防接種)

10. 保育所・認定こども園・幼稚園

○保育所・認定こども園（保育部分）

保育所等は、保育の必要性が認められたときに、利用できます。

◇室蘭市内認可私立保育所

施設名	住所	電話	保育サービス					
			乳児	特別支援	延長	病児	休日	一時
常盤保育所	栄町 2-6-16	22-3887	○	○	○	○	○	○
みどり保育所	母恋北町 1-16-5	22-6296	○	○	○	×	×	×
双葉保育所	みゆき町 2-16-1	44-3612	○	○	○	○	×	×
東町保育所	寿町 1-11-5	44-3413	○	○	○	○	×	○
ほくと保育園	高砂町3-11-5	45-8100	○	○	○	○	○	○
楽山保育園	宮の森町 1-6-16	45-4215	○	○	○	×	×	×
中島保育所	中島本町 2-5-3	44-3793	○	○	○	○	○	○
白鳥保育所	白鳥台 2-8-3	59-2570	○	○	○	×	×	×

◇室蘭市内私立認定こども園（保育部分）

施設名	住所	電話	保育サービス					
			乳児	特別支援	延長	病児	休日	一時
認定こども園 室蘭めばえ幼稚園	知利別町 2-15-15	44-2388	○	○	○	×	×	×
認定こども園 清泉幼稚園	祝津町 3-16-1	27-5444	○	○	○	○	×	×
認定こども園 ひかりの森幼保園	港南町 2-4-13	24-7878	○	○	○	×	×	×
認定こども園 むろらんようちえん	御前水町 2-16-2	23-2554	○	○	○	×	×	×

◇特別保育（保育所に入所している子ども対象）

	対象子ども・内容	利用時間	料金
乳児保育	生後 57 日目以降の乳児	保育時間と同じ	
特別支援保育	原則、3 歳以上の集団生活が可能な子どもの心身に状況等に応じ、手厚いサポートが必要とされる場合に、通常の保育士配置基準よりも多くの保育士を配置する制度	保育時間と同じ	
延長保育	仕事や家庭の事情により保育が必要な子ども ※施設の受け入れ体制によっては 18 時 30 分になる場合あり	「標準時間保育」認定 18 : 30～19 : 30 「短時間保育」認定 7:30～8:30 16:30～19:30	1時間 200 円 ※「保育短時間」認定の 7:30～8:30 16:30～18:30 までの 1 カ月あたりの上限額 3,000 円

◇保育時間・休日・保育料・入所手続き

保育時間：入所の要件や就労時間によって保育時間が認定されます。

保育標準時間 7：30～18：30 保育短時間 8：30～16：30

休日：日曜、祝日

保育料：4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度の市民税額等で計算します。

（日本の市民税等の課税がない場合は、年収等により推計し決定）

3歳児～5歳児クラスの子どもと0歳児～2歳児の市民税非課税世帯の子どもの保育料は無料です。詳しくは市のホームページをご確認ください。

申し込み：必要書類等がありますので、事前に子育て支援課にお問合せください。

○幼稚園および認定こども園（幼稚園機能部分）

幼稚園等は、満3歳から小学校入学までの子どもが教育を受けるために通う施設です。入園の申し込みなどは、直接各幼稚園までお問合せください。

◇幼稚園

施設名	住所	電話	URL
文化学園大学付属幼稚園	高砂町 3-11-50	44-0566	http://fuzoku-bunka.ed.jp/
室蘭美園幼稚園	東町 1-20-23	43-3130	https://misono-ecole.com/
八丁平美園幼稚園	八丁平 5-47-1	41-3456	https://misono-ecole.com/
ベネディクト幼稚園	高砂町 3-7-7	46-2525	https://kaisei-gakuin.ed.jp/kinder/
室蘭幼稚園	御前水町 2-8-19	23-2554	http://paopaokids.net/
室蘭中島幼稚園	中島本町 1-8-5	44-1870	https://nakajima-murooran.ed.jp/
ピノキオ幼稚園	白鳥台 2-4-2	59-2295	http://www.pinokio.ed.jp/
桜ヶ丘幼稚園	港北町 2-26-30	58-3265	http://sakura45.ed.jp/new/index.php
すみれ文化幼稚園	母恋南町 2-11-9	25-6611	https://hokuto-bunka.ac.jp/sumire/
認定こども園室蘭めばえ幼稚園	知利別町 2-15-15	44-2388	http://mebae-youchien.net/
認定こども園清泉幼稚園	祝津町 3-16-1	27-5444	https://www.seisen-kids.jp/
認定こども園むろらんようちえん	御前水町 2-16-2	23-2554	http://paopaokids.net/
認定こども園ひかりの森幼保園	港南町 2-4-13	24-7878	—

11. 学校

○日本の教育制度

日本国籍を持つ6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません（義務教育）。外国籍の子どもは義務ではありませんが、通学を希望する場合は公立の小中学校へ入学できます。授業料と教科書は無料ですが、教材費など一部有料のがあります。また、15歳以上では、高等学校、短期大学、専門学校、大学の学校があります。

年齢・学年・学校種別

年齢	学年	学校種別		
21	4	大学	短期大学	専門学校 など
20	3			
19	2			
18	1			
17	3	高等学校		
16	2			
15	1			
義務 教育	14	3	中学校	
	13	2		
	12	1		
	11	6	小学校	
	10	5		
	9	4		
	8	3		
	7	2		
6	1			

○小学校入学前

入学予定の子どもを対象に健康診断を行います。前の年の9月に案内を送ります。また、1月下旬に入学通知書、2月には1日入学、保護者説明会を行います。詳細は市役所委学校教育課までお問合せください。

○室蘭市内小中学校一覧

区域	小学校	中学校
絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町	みなと小学校 港南町 2-10-1 TEL:25-2070	室蘭西中学校 山手町 2-10-1 TEL:25-1000
新富町、母恋北町、母恋南町、茶津町、御崎町、御前水町	地球岬小学校 母恋北町 2-12-8 TEL:25-3800	星蘭中学校 母恋南町 1-32-22 TEL:23-4800
大沢町、輪西町、みゆき町、東町、寿町、日の出町	海陽小学校 東町 3-18-1 TEL:42-4700	翔陽中学校 東町 5-11-1 TEL:41-0701
高砂町、水元町(49・50番地以外)、天神町、知利別町(4丁目の40番から43番まで)	天神小学校 水元町 5-1 TEL:83-7212	東明中学校 高砂町 4-9-1 TEL:44-1332
知利別町(1～3丁目、4丁目の1番から39番まで及び44番)、宮の森町、中島本町(1～2丁目、3丁目の一部(八丁平小の区域以外))、中島町、高平町(5番地)	旭ヶ丘小学校 宮の森町 1-5-5 TEL:42-2001	桜蘭中学校 知利別町 1-11-30 TEL:44-3758
八丁平、中島本町3丁目の一部(62番地のうち八丁平に隣接する区域及び道道室蘭環状線天神トンネルより以北の区域)、神代町の一部(蘭北小の区域以外)、高平町(15・16番地)、水元町(49・50番地)	八丁平小学校 八丁平 4-42-1 TEL:46-2900	
本輪西町、港北町、柏木町、高平町の一部(旭ヶ丘小と八丁平小の区域以外)、幌萌町、神代町の一部(本輪西町または柏木町に隣接する区域)	蘭北小学校 港北町 4-13-1 TEL:58-1125	港北中学校 柏木町 361-1 TEL:55-7314
香川町、石川町の一部(香川町に近接する区域)	※喜門岱小学校 石川町 282-36 TEL:55-3850	
陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町の一部(喜門岱小区域以外)	白蘭小学校 白鳥台 2-2-1 TEL:50-2550	本室蘭中学校 白鳥台 2-5-1 TEL:59-2681

※喜門岱小学校は、一定の条件を満たせば、市内どこからでも入学できます。

○就学援助

市内の小中学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的に困っている方に、学用品費や給食費などを援助しています。所得など要件がありますので、詳しくは市役所学校教育課まで問い合わせください。

・市役所学校教育課

TEL:0143-22-5055

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/syugakukenshin.html> (就学前健診)

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/h21kuiki.html> (小中学校通学区域)

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/enzyo.html> (就学援助)

○スクール児童館

スクール児童館は、放課後に保護者が共働きなどで留守家庭となる小学校1年生から6年生の子どもを学校内の施設で預かるサービスです。

◇開館及び休館日

開館日・時間	平日	放課後から18時まで※
	土曜日 長期休み(夏・冬・春休み) 開校記念日など学校行事の休み	8時から18時※
休館日	日曜日、国民の祝日(振替日を含む) 年末年始(12月29日～1月3日)	

※仕事などでやむを得ない事情の場合は18:30まで延長できますが、事前の連絡が必要です(1回 100円)。

1. 利用登録する場合

月額:1家庭1人目600円、2人目以降500円

2. 利用登録しない場合 (自由来館による利用)

月額:無料

スクール児童館の利用には、様々な条件がありますので、詳細は市役所までお問合せください。

・市役所子育て支援課

TEL:0143-22-5095

<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4550/school.html>

○高等学校・大学・専門学校

◇室蘭市内高等学校一覧

	学校名	住所	電話	URL
公立	北海道室蘭栄高等学校	東町 3-29-5	44-3128	http://www.muroransakae.hokkaido-c.ed.jp/
	北海道室蘭清水丘高等学校	増市 2-6-16	23-1221	http://www.muroranshimizugaoka.hokkaido-c.ed.jp/
	北海道室蘭東翔高等学校	高砂町 4-35-1	44-4783	http://www.m-tosho.hokkaido-c.ed.jp/
	北海道室蘭工業高等学校	宮の森町 3-1-1	44-5712	http://www.muroran-th.hokkaido-c.ed.jp/
私立	北海道大谷室蘭高等学校	八丁平 3-1-1	44-5641	https://hokkaido-otani.ed.jp/
	海星学院高等学校	高砂町 3-7-7	46-8888	https://kaisei-gakuin.ed.jp/
	池上高等学校室蘭学習キャンパス（通信制）	東町 2-24-7	46-3061	https://www.ikegamigakuin.ed.jp/area/muroran/

◇大学・専門学校一覧

	学校名	住所	電話	URL
大学	国立大学法人室蘭工業大学	水元町 27-1	46-5000	https://muroran-it.ac.jp/
専門学校	市立室蘭看護専門学校	高砂町 3-11-1	45-1171	http://www.city.muroran.lg.jp/main/org5000/index.html
	日鋼記念看護学校	新富町 1-5-13	24-1414	https://www.bokoi.jp/school/
	北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校	山手町 1-11-34	25-2211	https://hokuto-bunka.ac.jp/isca/
	北海道福祉教育専門学校	母恋北町 1-5-11	22-7711	https://hokuto-bunka.ac.jp/sweh/
	室蘭高等技術専門学校	みゆき町 2-9-5	44-3522	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/index.html

12. 車の運転

○運転免許証

日本で自動車を運転するには、日本の運転免許証か国際運転免許証が必要です。また、自動車は18歳以上、二輪車は16歳以上から免許を取得することができます。

◇国際運転免許証での運転

国際運転免許証で運転するにはジュネーブ条約締結国であり、免許証が発給されてから1年以内かつ日本に入国してから1年以内に限りです。

国際運転免許証で運転できる国と地域一覧（北海道警察 HP）

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/menkyo5-2june.html>

◇外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

外国の運転免許から日本の運転免許への切り替えは、室蘭市の場合、札幌運転免許試験での申請が必要です。

外国の運転免許を日本の運転免許に切り替えたい方（北海道警察 HP）

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo-kirikae.html

・札幌運転免許試験場

TEL:011-683-5770

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/corona/corona-gyoumu-kyusi.html>

13. 公共交通機関

○バス

室蘭市内の路線バスは、道南バス株式会社が運行しています。バスに乗車する場合、最寄りのバス停にバスが来るまで待ちます。

バス停によっては様々な行先があるので事前に確認しましょう。



バス停

バスの乗り方降り方

①バスが着いたら、行先を確認して後ろのドアから乗ります。

②入口で整理券を1枚取ります。

③空いている座席に座ります。

ゆうせんせき としよ からだ ふじゆう かた
優先席ではお年寄りや体の不自由な方に
席をゆずりましょう。

④降りるバス停のアナウンスが流れたら、降車ボタンを押します。

⑤バス料金を運賃表で確認。

次行	登別温泉	つぎは	のぼりべつおんせん
乗車	340	乗車	290
降車	230	NEXT	Noboribetsu Onsen
降車	170	降車	160

おりまけまてお入れ下さい 整理券番号が3番の時は「3」のところを見て下さい。
※小学生は表示料金の半額です。

⑥運転席横の運賃箱に整理券とお金を入れて、降ります。

・道南バス

TEL:0143-45-2131

<https://www.donanbus.co.jp/>

○鉄道

室蘭市内で鉄道を利用する場合は、乗車する駅で切符を購入してください。なお、室蘭市内の駅では、ICカード乗車券（Suica、Pasmo など）を利用した乗車はできません。また、無人駅では列車に乗車する際に整理券を取り、降車する際に運賃を支払います。

◇室蘭市内の鉄道駅及び普通運賃

駅名		降 車 駅				
		東室蘭	輪西	御崎	母恋	室蘭
乗 車 駅	東室蘭		200	200	250	290
	輪西(無人駅)	200		200	250	250
	御崎(無人駅)	250	200		200	200
	母恋(無人駅)	250	250	200		200
	室蘭	290	250	200	200	

- ・ JR 北海道東室蘭駅「みどりの窓口」

TEL:0143-44-5716

<https://www.jrhokkaido.co.jp/network/station/station.html#71>

- ・ JR 北海道室蘭駅「みどりの窓口」

TEL:0143-22-2382

<https://www.jrhokkaido.co.jp/network/station/station.html#67>

○タクシー（ハイヤー）

タクシー（ハイヤー）を利用するには、以下の方法があります。

- ①タクシー（ハイヤー）会社に電話をする。
- ②駅やスーパーマーケットに待機しているタクシーに乗車する。
- ③道路を走っている「**空車**」と表示されているタクシーに向かって手を挙げてタクシーを停めて乗車する。

◇室蘭市内のタクシー・ハイヤー会社一覧

会社名	住所	電話
室蘭北交ハイヤー(株)	増市 2-6-16	22-4141
室蘭つばめ交通(株)	東町 2-5-10	44-1231
室蘭ハイヤー(株)	東町 3-1-27	44-3141
室蘭日交タクシー(株)	寿町 3-24-13	44-4811
金星室蘭ハイヤー(株)	中島町 3-28-19	44-5001
北海交通(株)	日の出町 1-21-3	44-6611
札幌交通(株)本輪西営業所	本輪西町 2-4-15	55-6000

14. 健康

○医療機関

病気やケガなどで病院を受診するときは、必ず健康保険証を持っていきましょう。

◇外国語対応している市内の医療機関

医療機関名	住所	電話	URL
製鉄記念室蘭病院	知利別町 1-45	44-4650	https://www.nshp-muroran.or.jp/hospital/english-site/ (英語)
		47-0990 (救急)	https://www.nshp-muroran.or.jp/hospitalization/houzitugaikokuzinn/ (訪日外国人患者への支援サービス)
日鋼記念病院	新富町 1-5-13	24-1331	https://www.nikko-kinen.or.jp/en/ (英語)

◇室蘭市以外の病院の情報

北海道救急医療・広域災害情報システム (英語・中国語・韓国語・ロシア語対応)

<https://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp>

◇多言語医療問診票

日本語を話せない方が病気やけがをしたときに、その症状を母国で医師などに伝えられるように制作された問診票です。(英語・中国語・韓国語・ベトナム語など23言語対応)

<https://kifjp.org/medical/>

○健康診査

室蘭市では下記のとおり、様々な健診を実施しています。実施場所や内容については、健康推進課に問い合わせてください。

健診(検診)名	対象者	検査内容	自己負担額
肺がん検診	40歳以上 ※呼吸器科通院中の方は対象外	胸部レントゲン撮影	600円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査	1,100円
胃がん検診 (2年に1度)	40歳以上	胃部レントゲン撮影(バリウム検査)	2,900円
	50歳以上	胃カメラ検査(胃内視鏡検査)	3,900円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査	1,100円
肝炎ウイルス検診	40歳以上	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス)	1,100円
子宮がん検診 (2年に1度)	20歳以上	子宮頸部の細胞診	1,700円
乳がん検診 (2年に1度)	40歳以上	マンモグラフィ検査(乳房レントゲン撮影)	2,200円
骨粗しょう症検査	40歳、50歳の女性	レントゲン撮影等による骨重測定	1,500円
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳、70歳	口腔内検査	1,300円
ピロリ菌検査	40歳から65歳	尿中抗体検査(尿検査)	700円

※胃がん(内視鏡検査)、子宮がん、乳がん検診は2年に1回受診できます。各対象の年齢で、奇数年度は奇数月(1・3・5・7・9・11月)生まれの方、偶数年度は偶数月(2・4・6・8・10・12月)生まれの方が対象です。

◇検診実施医療機関

<https://www.city.murooran.lg.jp/main/org4600/2011kensinniryokikan.html>

・市役所健康推進課

TEL:0143-45-6610

<https://www.city.murooran.lg.jp/main/org4600/kenkensin.html>

(がん検診・その他の検診について)

15. 各種相談窓口等

○北海道外国人相談センター

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターが運営している外国人のための相談窓口です。

対応言語	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語
所在地	札幌市中央区北3西7（道庁別館12階）
電話	011-200-9595 (土日・祝日・年末年始を除く9:00~12:00、13:00~17:00)
ホームページ	https://www.hiecc.or.jp/soudan/

○いぶり外国人フレンドシップ（旧：留学生フレンドシップ）

「いぶり外国人フレンドシップ」が室蘭市内で運営している市民団体です。生活支援や交流イベントを随時開催しています。

対応言語	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、モンゴル語
所在地	室蘭市港南町2-13-16 ぱれっと内
電話	0143-22-2575
ホームページ	https://friend-ship.wixsite.com/international

○外国人労働者向け相談ダイヤル

労働条件等について、外国語で相談できる窓口です。

対応言語	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語
電話	言語により異なりますのでホームページを参照してください。 (土日・祝日・年末年始を除く10:00~12:00、13:00~15:00)
ホームページ	https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html

○室蘭市国際交流推進協議会

市役所内にある留学生・研修生の支援、国際交流推進のための啓発などを行っている団体です。

対応言語	英語
所在地	室蘭市幸町1-2
電話	0143-25-2522 (土日・祝日・年末年始を除く11:00~12:15、13:00~17:15)
ホームページ	https://www.city.muroran.lg.jp/main/org1260/suisinkyougikai.html

